

傍聴に当たっての留意事項

附属機関等の会議を傍聴する場合は、下記の事項に従って傍聴していただくこととなります。なお、詳しくは、附属機関等の事務局（「会議開催のお知らせ」の問い合わせ先）に確認するようお願いいたします。

審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会場内においては、係員の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴してください。会議おける発言に対して批評を加えたり、拍手などにより、会議の妨害となるような行為をしないでください。
- (3) 灰皿のないところでは、喫煙を御遠慮願います。
- (4) 会場における写真撮影、録音、録画は、原則として禁止します。
- (5) その他不明な事項については、係員に問い合わせ願います。

3 その他

- (1) 傍聴される方が、以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (2) 会議中、会場の秩序が維持できなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。